

江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成27年5月15日

江別市長 三 好 昇

## 江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 市におけるまち・ひと・しごと創生の推進に当たり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 江別市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、企画政策部企画課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

### (会議の招集の特例)

- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。